

令和8年1月第1回真庭市議会臨時会 付議事件一覧

令和8年(2026年)1月26日 提出

議案番号		付議事件名	ページ
報告第1号	1	専決処分の報告について	2
議案第1号	2	損害賠償の額の決定について	18
議案第2号	3	令和7年度(2025年度)真庭市一般会計補正予算(第5号)について	21
議案第3号	4	令和7年度(2025年度)真庭市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	22

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により真庭市議会の議決を経て指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年(2026年)1月26日 提出

真庭市長 太 田 昇

別 紙

専決処分の概要書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により真庭市議会の議決を経て指定された事項として専決処分した事件の概要は、下記のとおりである。

記

番号	専決処分 年月日	損害賠償の 相手方	損害賠償の 額	事件の概要
1	令和8年 1月8日	市内在住者	4,570円	令和7年3月25日午前7時30分頃、市道黒尾線を走行中の相手方車両が、道路に設置していた鉄板を通過した際に、タイヤを損傷したものである。
2	令和8年 1月8日	市内在住者	21,665円	令和7年10月2日午後6時15分頃、市道龍頭・湊の上線を走行中の相手方車両が、道路上の穴を通過した際に、タイヤ及びロアアームを損傷したものである。

3	令和8年 1月13日	(1)市内在 住者	699,000円	令和7年7月22日午後1時 30分頃、勝山小学校敷地内 において学校職員が草刈り 作業を行っていたところ、 石を飛散させ、学校内の駐 車場に駐車していた相手方 車両の車体を損傷したもの である。
		(2)市外在 住者	470,000円	
4	令和8年 1月13日	市内在住者	164,329円	令和7年9月25日午後1時 頃、米来小学校敷地内にお いて学校職員が草刈り作業 を行っていたところ、石を 飛散させ、隣地の駐車場に 駐車していた相手方車両の 車体を損傷したものであ る。
5	令和8年 1月13日	(1)市内在 住者	232,160円	令和7年10月8日午前9時 頃、米来小学校敷地内にお いて学校職員が草刈り作業 を行っていたところ、石を 飛散させ、隣地の駐車場に 駐車していた相手方車両の 車体を損傷したものであ る。
		(2)市内在 住者	646,900円	
		(3)市内在 住者	300,000円	

※ 本概要書の損害賠償の相手方の住所及び氏名については、個人情報保護に配慮し、掲載していない。

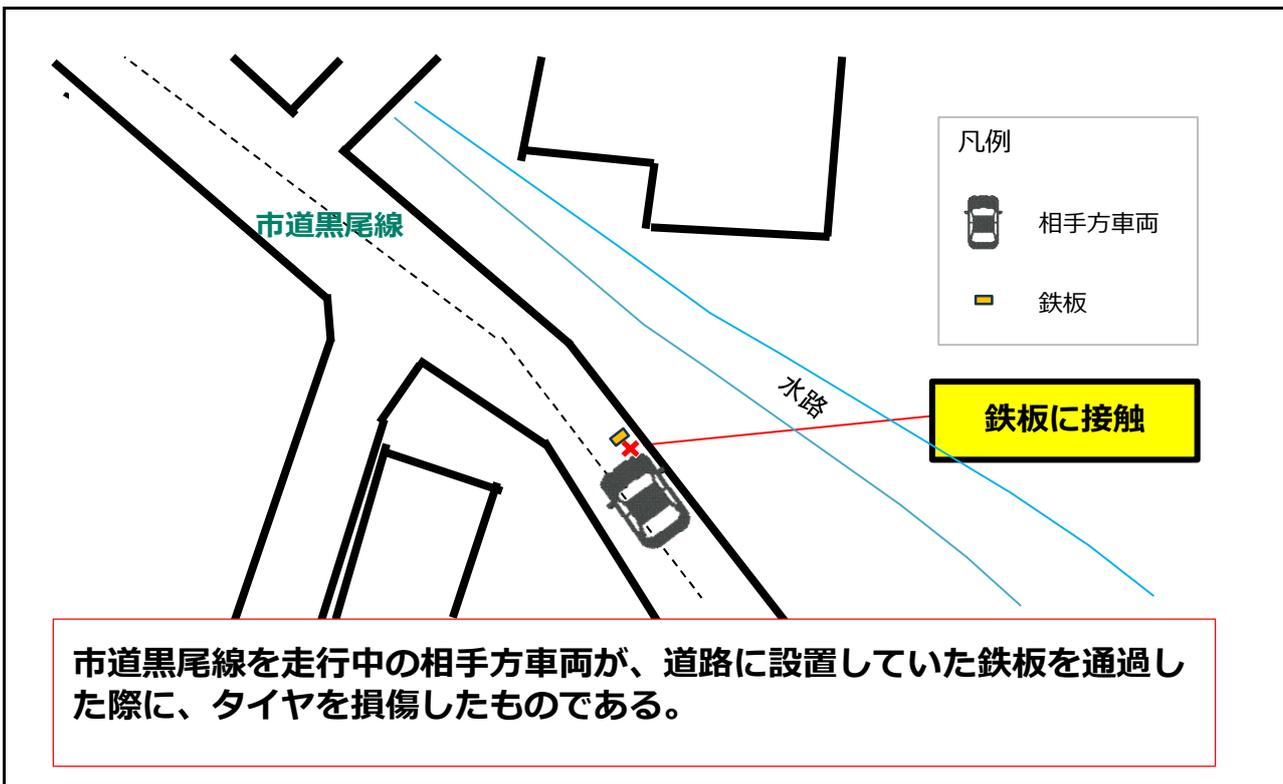
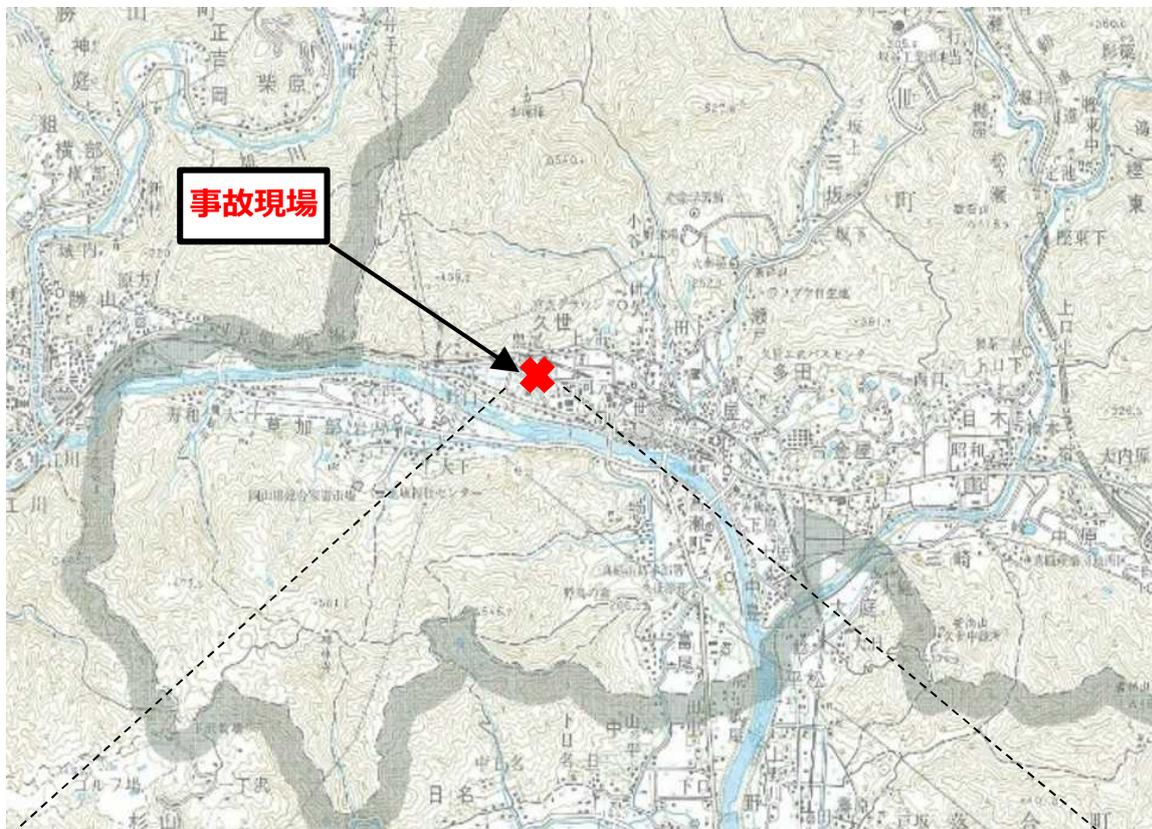
専決処分に係る参考資料

番 号	1
専決処分年月日	令和8年1月8日

所管部署名	建設部 建設課
-------	------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 9,140	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 9,140	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 50	④ 50
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 4,570
損 害 の 内 容	物 損	右リアタイヤの取替え	
車 種 別	車種及び年式	マツダCX-30 令和3年式	
支 払 方 法			保険対応
事 故 後 の 処 理		タイヤを購入し、取替え	
自 損 の 内 容	自 損 額 (円)	A-⑥ 4,570	B-⑤

事故現場見取図 1



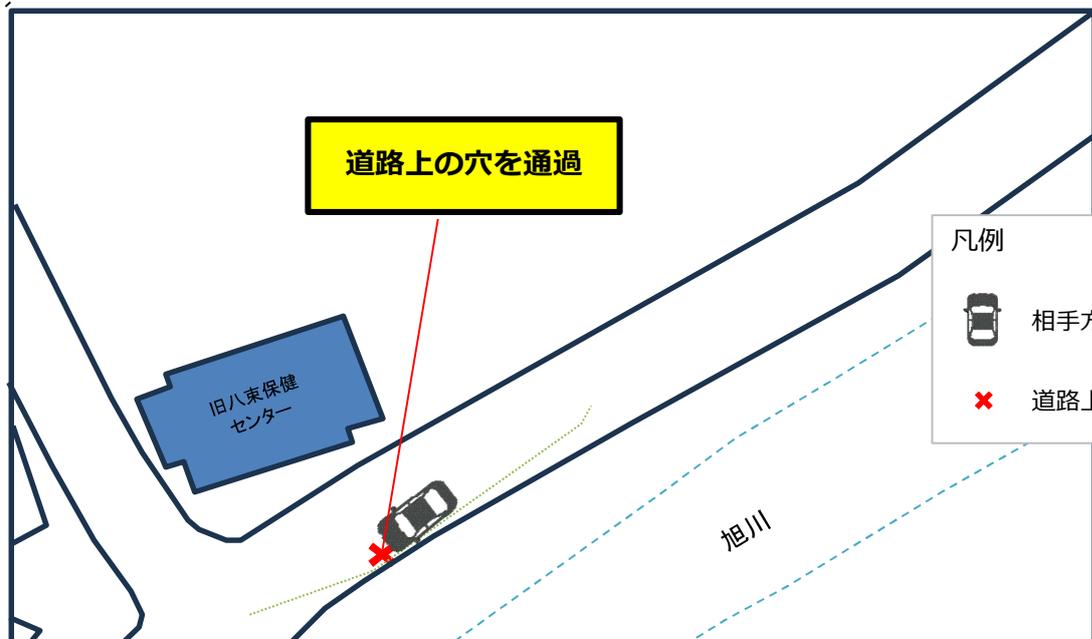
専決処分に係る参考資料

番 号	2
専決処分年月日	令和8年1月8日

所管部署名	蒜山振興局 地域振興課
-------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 72,215	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 72,215	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 70	④ 30
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 21,665
損 害 の 内 容	物 損	左フロントタイヤ及びロアアームの取替え	
車 種 別	車種及び年式	ニッサンマーチ 平成27年式	
支 払 方 法			保険対応
事 故 後 の 処 理		修理完了後は継続使用	
自 損 の 内 容	自 損 額 (円)	A-⑥ 50,550	B-⑤

事故現場見取図 2



市道龍頭・淵の上線を走行中の相手方車両が道路上の穴を通過した際に、タイヤ及びロアアームを損傷したものである。

専決処分に係る参考資料

番 号	3-1)
専決処分年月日	令和8年1月13日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相手側	市側
全体の損害額(円)		A 699,000	B 0
示談の内容	損害額(円)	① 699,000	② 0
	過失割合(%)	③ 0	④ 100
	損害責任額(円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 699,000
損害の内容	物 損	<ul style="list-style-type: none"> ・フロント、サイド及びリアボディの塗装 ・フロント、サイド及びリアガラスの取替え ・その他ボディ部品の取替え等 	/
	そ の 他	修理完了まで代車を使用	
車種別	車種及び年式	スズキクロスビー 平成31年式	/
支払方法			
事故後の処理		修理完了後は継続使用	/

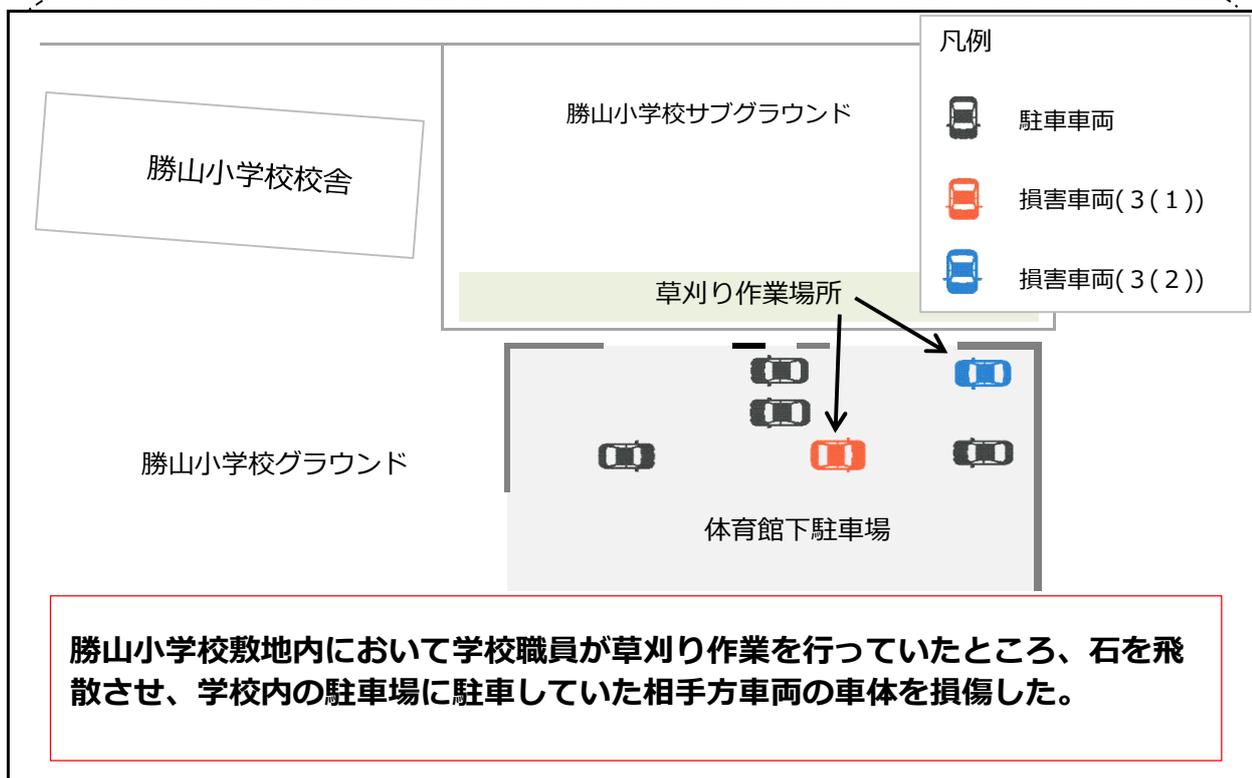
専決処分に係る参考資料

番 号	3-(2)
専決処分年月日	令和8年1月13日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相手側	市側
全体の損害額(円)		A 470,000	B 0
示談の内容	損害額(円)	① 470,000	② 0
	過失割合(%)	③ 0	④ 100
	損害責任額(円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 470,000
損害の内容	物 損	<ul style="list-style-type: none"> ・フロントボディの板金塗装 ・フロント及びサイドガラスの取替え ・その他ボディ部品の取替え等 	/
	そ の 他	修理完了まで代車を使用	
車種別	車種及び年式	ホンダN-VAN 令和5年式	/
支払方法		保険対応	
事故後の処理		修理完了後は継続使用	/

事故現場見取図 3



専決処分に係る参考資料

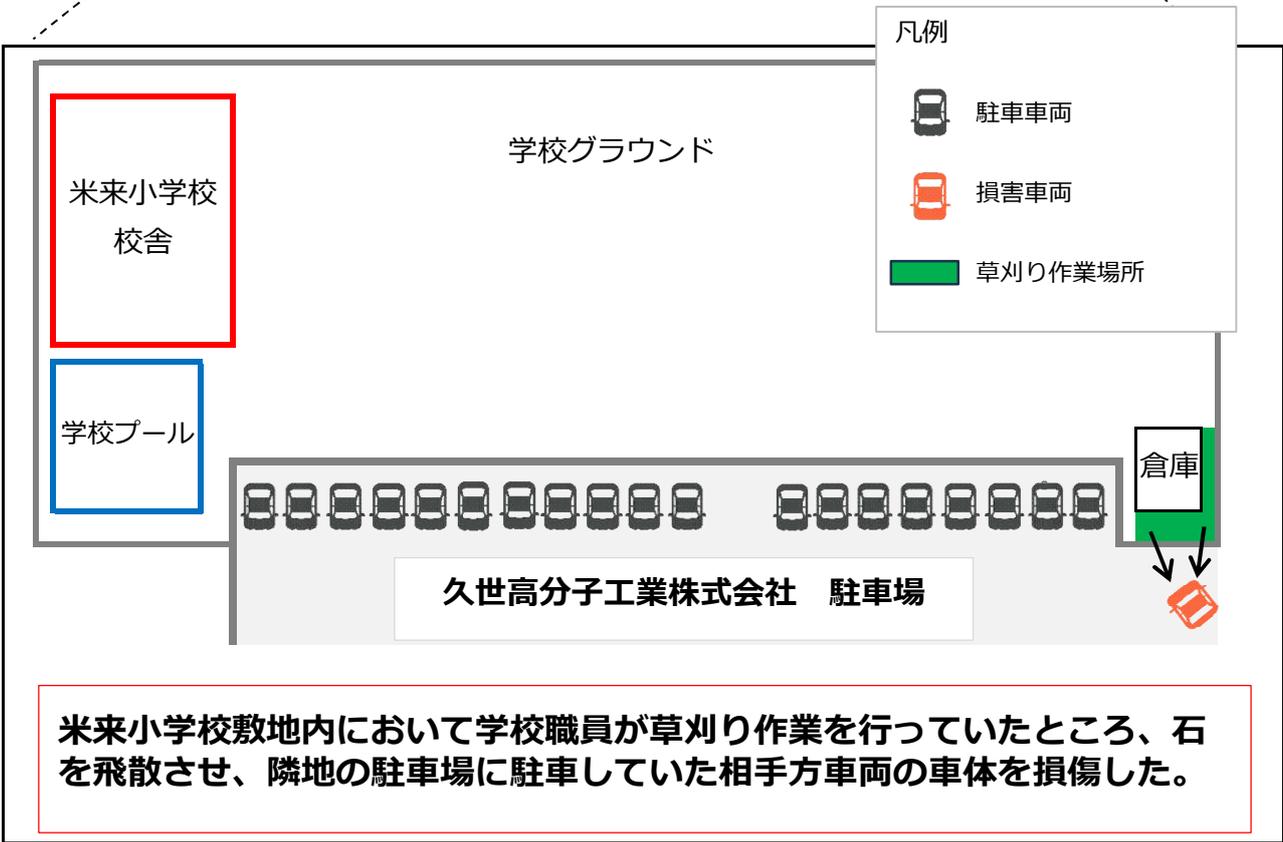
番 号	4
専決処分年月日	令和8年1月13日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 164,329	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 164,329	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 0	④ 100
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 164,329
損 害 の 内 容	物 損	フロントガラスの取替え	
車 種 別	車種及び年式	ニッサンダットサン 平成3年式	
支 払 方 法			保険対応
事 故 後 の 処 理		修理完了後は継続使用	

事故現場見取図 4

事故現場 真庭市立米来小学校敷地内



専決処分に係る参考資料

番 号	5-(1)
専決処分年月日	令和8年1月13日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 232,160	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 232,160	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 0	④ 100
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 232,160
損 害 の 内 容	物 損	<ul style="list-style-type: none"> ・リアバンパーの取替え ・リアボディの塗装 ・サイド及びリアガラスの取替え ・その他ボディ部品の取替え等 	/
車 種 別	車種及び年式	スズキスペーシアカスタム 令和4年式	/
支 払 方 法		/	保険対応
事 故 後 の 処 理		修理完了後は継続使用	/

専決処分に係る参考資料

番 号	5-(2)
専決処分年月日	令和8年1月13日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 646,900	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 646,900	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 0	④ 100
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 646,900
損 害 の 内 容	物 損	<ul style="list-style-type: none"> ・リアバンパーの取替え ・サイド及びリアボディの板金塗装 ・サイド及びリアガラスの取替え ・その他ボディ部品の取替え等 	/
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・代車を使用するまでタクシーを利用 ・走行不能によるレッカーでの移動 ・修理完了まで代車を使用 	
車 種 別	車種及び年式	ニッサンルークス 令和6年式	/
支 払 方 法		/	保険対応
事 故 後 の 処 理		修理完了後は継続使用	/

専決処分に係る参考資料

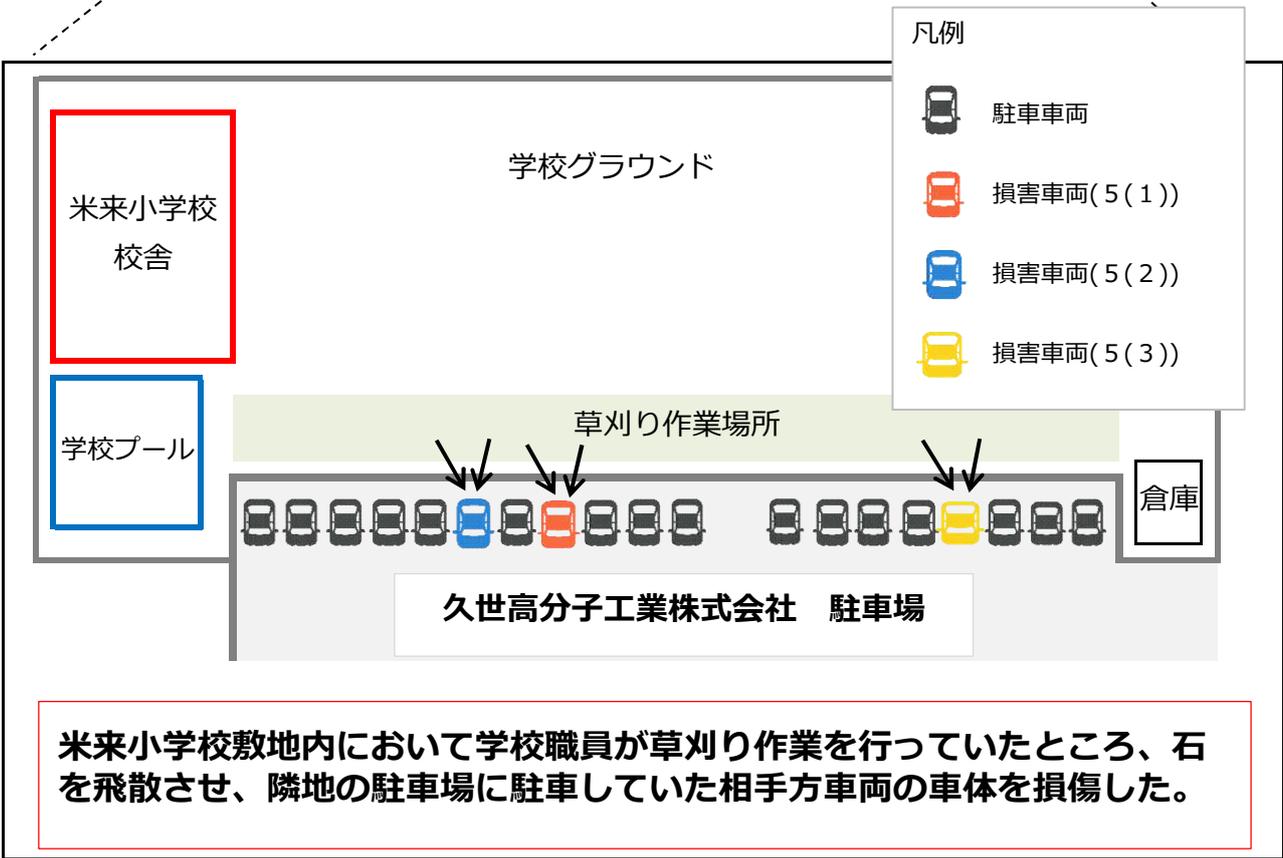
番 号	5-(3)
専決処分年月日	令和8年1月13日

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相 手 側	市 側
全 体 の 損 害 額 (円)		A 300,000	B 0
示 談 の 内 容	損 害 額 (円)	① 300,000	② 0
	過 失 割 合 (%)	③ 0	④ 100
	損 害 責 任 額 (円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 300,000
損 害 の 内 容	物 損	ボディ及びガラスの損傷による 全損相当	
車 種 両 別	車種及び年式	三菱トッポ 平成21年式	
支 払 方 法			保険対応
事 故 後 の 処 理		継続使用	

事故現場見取図 5

事故現場 真庭市立米来小学校敷地内



議案第 1 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり草刈り作業による車両損傷事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件の概要

- (1) 発生日時 令和7年10月8日 午前9時00分頃
- (2) 発生場所 真庭市目木1800-2 久世高分子工業株式会社敷地内
- (3) 状 況 学校職員が米来小学校グラウンドにおいて刈払機を使用した草刈り作業を行っていたところ、石を飛散させ、隣地の駐車場に駐車していた相手方車両を損傷し、損害を与えたものである。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

市内在住者 1,070,000円

令和8年(2026年)1月26日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案 決
修正

[提案理由]

草刈り作業による車両損傷事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。

損害賠償の額の決定に係る参考資料

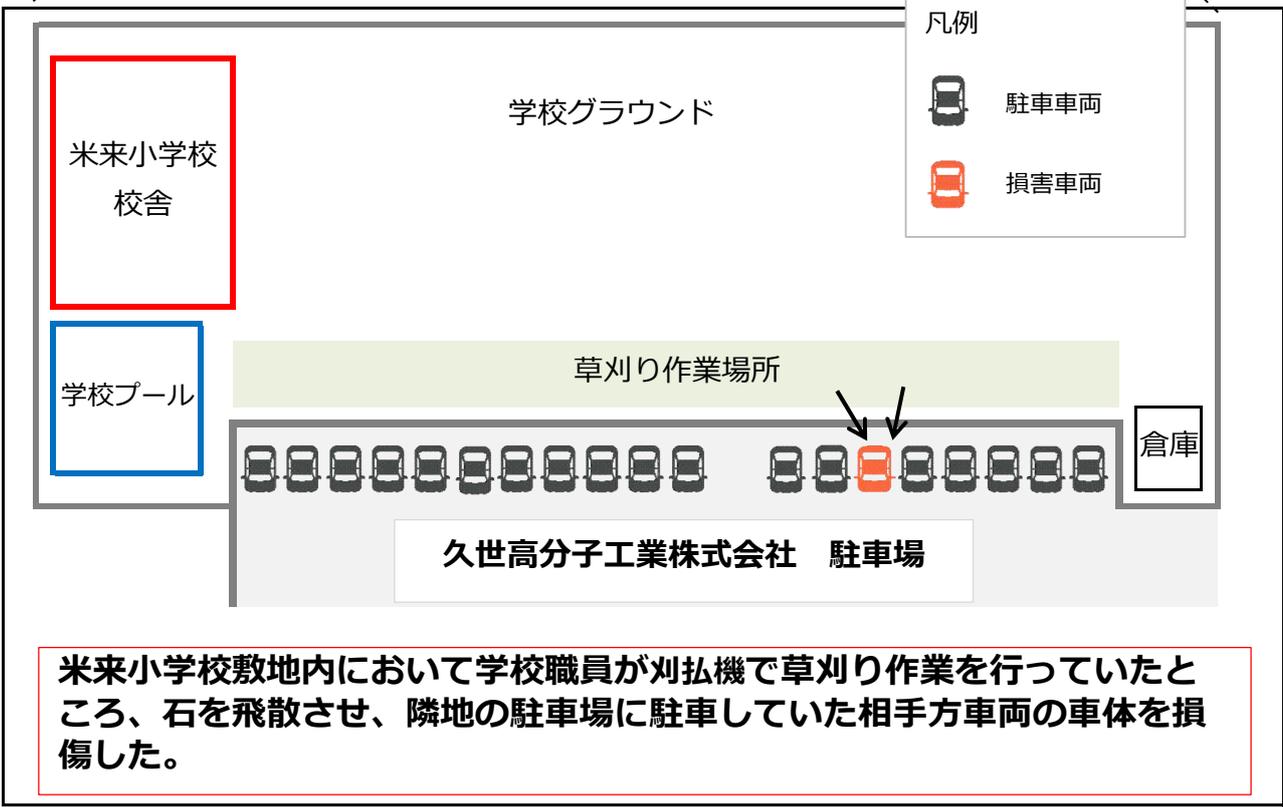
議案番号	1
------	---

所管部署名	教育委員会 教育総務課
-------	----------------

		相手側	市側
全体の損害額(円)		A 1,070,000	B 0
示談の内容	損害額(円)	① 1,070,000	② 0
	過失割合(%)	③ 0	④ 100
	損害責任額(円)	⑤=②×③ 0	⑥=①×④ 1,070,000
損害の内容	物損	<ul style="list-style-type: none"> リアバンパーの取替え サイド及びリアボディの板金塗装 サイド及びリアガラスの取替え その他ボディ部品の取替え等 	/
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 走行不能によるレッカーでの移動 修理完了まで代車を使用 	
車種別	車種及び年式	スズキスペーシアギア 令和3年式	/
支払方法		/	保険対応
事故後の処理		修理完了後は継続使用	/

事故現場見取図

事故現場 真庭市立米来小学校敷地内



議案第 2 号

令和7年度(2025年度)真庭市一般会計補正予算(第5号)について

令和7年度真庭市一般会計補正予算(第5号)について、別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)1月26日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原 案 決
修正

議案第 3 号

令和7年度(2025年度)真庭市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

令和7年度真庭市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、別紙のとおり提出する。

令和8年(2026年)1月26日 提出

真庭市長 太田 昇

令和 年 月 日 原案
修正 決